

社会保険労務士事務所

金沢ロームオフィス通信

社会保険労務士法人 金沢ロームオフィス

連絡先: 〒920-0802 石川県金沢市三池町119番地4

TEL: 076-225-3803 FAX: 076-225-3804

E-mail: info@sharoshiman.com

2026年度高卒人材採用に関する確認ポイント

◆採用スケジュール

2026年3月新規高等学校卒業者の選考日程は、下記のとおりです。

- ・ハローワークによる受付開始: 6月1日
- ・学校への求人申込みおよび学校訪問開始: 7月1日
- ・生徒の応募書類提出開始: 9月5日
- ・就職試験(選考開始)および内定開始: 9月16日

高卒人材の募集は、ハローワークで求人受付をした上で高校への求人申込みをするなど、大学新卒者や中途採用と異なるため、あらかじめ確認しておきましょう。

◆応募書類に変更あり

厚生労働省の履歴書様式例から性別欄が削除されたこと等を踏まえ、全国高等学校統一応募用紙が、2026年度より見直されます。履歴書と調査書とで、それぞれ次のような変更点があります。

<履歴書の変更点>

- ①「性別欄」を削除
- ②「学歴・職歴欄」を「在籍校欄」と「職歴欄」に変更
- ③「趣味・特技欄」を削除
- ④「志望の動機欄」を「志望の動機・アピールポイント欄」に変更

「志望の動機欄」には「志望の動機、自己PR、特技等を記入すること」、また「備考欄」には資格や校内外の諸活動、志望の動機・アピールポイント等「以外で記入したい事項がある場合に記入すること」とされています。

<調査書の変更点>

- ①「総合的な学習の時間」を「総合的な探究(学習)の時間」に変更
- ②「身体状況欄」を削除
- ③「本人の長所・推薦事由欄」を「本人のアピールポイント・推薦事由等欄」に変更
- ④「特記事項欄」を追加
- ⑤押印を削除

「特記事項欄」は、「休学の期間がある場合」「職業の

特性等において必要な要件として、身体状況(視力及び聴力など)及び配慮事項の記載が求められる場合などに記入すること、とされています。

育児・介護休業法の改正
2025年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

◆改正ポイント

1~4、6~11は全企業が対象
<2025年4月1日から>

- ①子の看護休暇の見直し: 小学校3年生修了まで
- ②所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大: 小学校就学前の子を養育する労働者
- ③短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加
- ④育児のためのテレワーク

導入

- ⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大
- ⑥ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- ⑦ 介護離職防止のための雇用環境整備
- ⑧ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
- ⑨ 介護のためのテレワーク導入

<2025年10月1日から>

- ⑩ 柔軟な働き方を実現するための措置等
- ⑪ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮改正に伴い育児・介護休業等規定の見直しが必要となります。

詳細は厚生労働省ホームページ0 育児・介護休業法についてをご確認ください。

🔍 育児介護休業法2025年改正ポイント

2025年4月から「出生後休業支援給付金」「育児時短就業給付金」を創設します

◆出生後休業支援給付金

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上の育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大 28日間支給します。

$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{休業期間の日数 (28日 が上限)} \times 13\%$

◆育児時短就業給付金

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

2025年度の公的年金支給額 1.9%引上げ (1/24)

厚生労働省は24日、2025年度の公的年金支給額を発表しました。物価や賃金の伸び率を反映し、24年度から 1.9%引き上げられます。増額は3年連続です。「マクロ経済スライド」も3年連続で適用されるため、引上げ率は賃金の伸びを0.4ポイント下回ります。

厚生年金加入の企業規模要件撤廃、2035年に先送り (1/29)

厚生労働省は29日、自民党の会合に、パート労働者の厚生年金加入要件のうち、企業規模要件の撤廃時期を2035年とする案を示しました。24日の会合で示した2029年からとする案に、自民党内から 中小企業の負担増に懸念の声が出て、先送りしました。また、対象拡大は2段階ではなく4段階で進め、「27年10月から36人以上」、「29年10月から21人以上」、「32年10月から11人以上」、35年10月に完全撤廃とすることで時期を遅らせる案としました。今通常国会に提出予定の年金改革法案に盛り込む方針です。

介護休業取得 2025年度から補助金を増額 (2/13)

厚生労働省は、2025年度に中小企業の介護休業取得による 業務代替支援の補助金を増額します。15日以上取得した従業員1人につき、同僚への手当に最大10万円、新規雇用に最大30万円を補助します。利用日数に応じて増額する仕組みとし、取得者5人分まで申請可とします。また、新たに短時間勤務（15日以上利用）の場合も同僚への手当の補助として3万円を支給します。